綾瀬市歴史文化アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市歴史文化アドバイザーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の歴史文化を広く紹介し、市の地域振興を図るため、綾瀬市歴史文化アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(委嘱)

- 第3条 アドバイザーは、市の歴史文化に係る活動に積極的な者で、かつ、次の各号 のいずれかに該当する者の中から選任し、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 市の文化財に関する専門的知識等を有している者
 - (2) 市の伝統文化に関する専門的知識等を有している者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (活動内容)
- 第4条 アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 市の歴史文化の情報収集・発信及び普及啓発
 - (2) 市の歴史文化の継承並びに保存研究活動に対する助言及び提言
 - (3) 目久尻川文化ゾーン構想に必要な活動
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める活動 (任期)
- 第5条 アドバイザーの任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、アドバイザーを解任することができる。

(謝礼等)

- 第5条 アドバイザーに対する謝礼は、支給しない。
- 2 教育委員会は、アドバイザーの活動遂行のため、次に掲げるものを提供すること ができる。
 - (1) 市の歴史文化に関する情報紙及び資料
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたもの (守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た場合も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。